

1 議 事 日 程

〔令和4年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和4年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第11号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第12号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第13号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第14号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第15号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第7 意見書第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 島 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
”	森 田 正 嗣 議員	”	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	中 島 康 秀	健康福祉部長	田 中 縁
市民課長	野 寄 正 博	税 務 課 長	田 代 浩
環 境 課 長	高 野 浩 二	人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之
国保年金課長	山 口 辰 男	福 祉 課 長	井 本 正 彦
生活支援課長	江 坂 研 治	介護保険課長	立 石 泰 隆
保育児童課長	大 石 敬 介	ごじょう保育所長	寺 原 貴美栄
元気づくり課長	安 西 美 香	子育て支援課長	松 田 勝 実
高齢者支援課長兼 包括支援センター所長	行 武 佐 江		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	木 村 幸代志	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	平 田 良 富		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第11号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第11号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 議案第11号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は23ページから24ページ、条例改正の新旧対照表は8ページになります。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉法第10条の2が加えられ、児童及び妊産婦の福祉に関し必要な支援を行う拠点が新たに規定されました。児童虐待防止対策総合強化プランにおいて、市町村は当該拠点を令和4年度中に設置するように努めなければならないこととされました。子ども家庭総合支援拠点は、市内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務を実施するものです。

今回の改正は、これを受けて、本市において子ども家庭総合支援拠点を開設すべく、太宰府市子育て支援センターにおいて行う業務を追加するものであります。

併せて、今回の改正では、子育て支援センターにおいて実施する事業及び業務の根拠となる規定を明示し、条文の整理を行うものです。

なお、当該事業及び業務の内容につきましては、実施規則を整備してまいります。

説明は以上でございます。

よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 私も新旧の条例案を拝見いたしまして、結局今回、新規に改正案として出されてきたものが、全部条文の位置を動かしてありますので、それでアンダーラインが引いてあるんですけども、このうちいわゆる新規のものというのはどれとどれなのか、ちょっと

教えていただけませんか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 新規のものにつきましては、第3条の第2号の子ども家庭総合支援拠点業務になります。

そのほかですけれども、それぞれ第1号子育て世代包括支援センター事業、第3号地域子育て支援拠点業務、第4号ファミリー・サポート・センター事業ということのそれぞれの項目は、現行の法律には明示はございませんけれども、同じことが書いてあるというふうなことになります。

第1号につきましては、現行のところの第2号の母子保健法第22条第2項に掲げる事業のところの部分が、第1号のところになります。改正の第3号ですけれども、地域子育て支援拠点事業というのがございますが、これが現行の第1号の児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、次に掲げるものというようなところになっております。改正案の第4号ですが、第4号は、現行の第3号の太宰府市ファミリー・サポート・センター事業実施規則に基づく事業というようなことになります。

現行の第4号の家庭児童相談室に関することとございますけれども、こちらのほうが今回の子ども家庭総合支援拠点業務の中に入りまして、家庭児童相談室に関することがさらに加わりまして、拡大しまして、子ども家庭総合支援拠点業務という形になります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうしますと、ご説明によりますと、第3条の第2号ですかね、子ども家庭総合支援拠点業務、児童福祉法第10条の2の規定に基づく業務というものを新しく展開されるという形で、今回の改正案が出された。措置もこの後、いろいろなものも用意されていくと、こういう趣旨でいらっしゃるということですね。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） (3)太宰府市ファミリー・サポート・センター事業なんですけれども、今回改正案として「太宰府市」がなくなりました。そして、ちょっと私、見ましたら、ファミリー・サポート・センターだざいふって、平仮名でだざいふって書いてあるのがあれじゃないかと思ったんですけれども、そのところの「太宰府」がないということに対してちょっと説明をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） ご説明申し上げます。

全体的に見渡していただければご理解いただけるものかと思っておりますけれども、今、太宰府市

の子育て支援課のほうで展開しておりますのは、ファミリー・サポート・センターだざいふと
いうことの名称で事業を行っております。そのもともとの内容といいますのが、児童福祉法
の規定に基づく事業ということで、こちらのほうがその事業の内容を示しているというよ
うなことで、実施する分につきましては委員さんご指摘のとおりでございます。ただ、この
条例に規定する部分については、その「太宰府」というのを省いております。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 新規に設けられました子ども家庭総合支援拠点業務というのの
根拠法が児童福祉法第10条の2ということで、背景を見ましたら、いわゆる児童虐待対応
という話に基づいて、それを具体的に救済するシステムを手続的に整備しなければいけ
ないという背景があるようですけれども、いわゆる児童ということですから、対象とい
うのは少なくとも乳幼児から含めた形で、18歳とかという対象範囲というのは、ま
ずはどうなっているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 児童の定義というのが、ゼロ歳から18歳に至るま
でということ、18歳の誕生日を迎えられるまでが児童の対応になっております。ただ、
こちらの拠点につきましては、妊産婦からというようなところでなっておりまして、妊
娠されてから生まれて18歳に至るまでの期間が対象になります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうしますと、ざっと考えてといいますか、ざっと見渡す
と、少なくともまずはご相談を受けること、それからご相談を受けた上で、ご本人を
保護するという側面。いろいろなことが考えられるとは思いますが、そうなりますと、
職員の配置内容といいますか、職種としての人員というのはどういうものを考えて
いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 今、この子育ての拠点なんですけれども、子育て
総合支援拠点なんですけれども、こちらのほうで国のほうから求められている部分につ
きましては、一応太宰府市は小規模A型と小規模B型、小規模C型の中で、小規模B
型というふうなくくりになりまして、そちらの中に子ども家庭支援員を常時2名、そ
れと虐待対応専門員ということで常時1名配置しなければならないというようなこと
になっております。その配置をさせていただきたいというふうに思っているところ
です。

ただ、今現行で家庭相談員がいますので、現行の職員でその資格要件は満たすこと
ができるというふうなことになっておりまして、今回は現行職員で対応させていただ
きたいと思っております。

今後、業務を行う中で増員というようなことも必要ならば、考えていきたいという
ふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうしますと、先ほどから業務としての外側から眺めた場合の対応とい
いますか、流れですけれども、相談を受けてということで、今度は恐らくご本人保護という
話、相談を持ってこられた方の保護ということとか、そういったことが考えられるわけですけ
れども、そういったことは直接の保護をなされるわけではなくて、関係機関へつないで保護を
図っていくというようなシステムと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） すみません、先ほどのご質問でご回答が漏れておりました。子ど
も家庭総合支援拠点の業務としまして、実情の把握、情報の提供、相談、それと調査、指導、
連絡調整というようなこととなります。委員ご指摘の保護に関しましては、現行で保護を行う
児童相談所、県の児童相談所のほうが担当してまいります。現行では保護の必要なご家庭に対
しては、私どものほうの子ども家庭総合支援拠点等が児童相談所に通報しまして、そちらのほ
うで保護していただくといったような流れになります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

私のほうから、関連して。今の課長の説明の中でちょっとよく分からなかったのが、現行の
職員ということであれば、兼務になるわけですか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 兼務といたしますか、今実際、虐待担当職員ということで子育て支
援課には1名配置されておまして、そして家庭児童相談室の職員として、会計年度任用職員
でございますけれども2名の配置がなされています。そのところで、2名の配置が、今パート
さんということで週3勤務、週4勤務ということでお願いしているところですが、常設
ということになりますので、常時勤務していただくために、家庭児童相談室の会計年度職員さ
んを1名フルタイムで来ていただくというような形で、兼務といたしますか、今やってあるお仕
事をそのまま引き継いで、拠点の業務のほうに移っていただくというようなこととなります。
そして、あと一名ということで、担当係長が今要保護関係の業務に当たっておりますので、そ
のフルタイム3名とパートの職員さん1名ということで、総勢4名体制で当たりたいというふ
うに思っております。

○委員長（小島真由美委員） 全体的に、人数を教えてください。この子育て包括支援
センターの中の人数。人数配分、人員配置を教えてください。ちょっと整理がつかない、委員
さんたちもそうだと思うんですが、ちょっと全体感がつかめないの、人員配置をまず教えて
ください。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 子育て支援センターにおきましては、母子保健係と子育て応援係
という2係体制になっております。その中で、母子保健係のほうは、今現在10名で業務に当た

っております。そのうち会計年度任用職員さんが4名いらっしゃいます。そして、私どものほうの子育て応援係のほうで、この拠点を運営するほうの子育て応援係のほうに会計年度任用職員さん2名と、それと再任用職員1名、そしてそのほか保育士が3名おまして、それで担当係長が1名、そして事務職をつかさどっています正職員が1名という形になっております。その事務職員が虐待対応の職員ということになっております。

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、いいですか、今の説明。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） かなり、お話聞いた限りですよ、虐待案件が急増しているという現実を見ますと、それで十分な対応としてやっていけるかなというあれは思うんですけども、たしか今でも相当ハードな窓口になっているように私は聞いておりますものですから、そのあたりは、ぜひやりますというふうにお答えがなされるんでしょうけれども、さらなる予算の当てとか人員配置が必要なのではないのかという印象すらちょっと覚えてくるんですけども、そのあたりはどういうふうな感じなのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 私が今年度、令和3年4月から配置されまして、その中で業務について今、他市の状況も踏まえまして、やり方ということについて再構築を今やっているところでございます。その中で、あと何人、どういったような職種の方が来ていただいているというようなことを、現在作業をさせていただいているところです。そうしまして、来年度に向けてまたその実行を続けまして、さらに不足する職員につきましてはお願いしてまいりたいというふうに思っているところです。

今まで家庭児童相談室というのが主に相談を受けるというふうなところだったんですけども、相談だけではなく、ある程度アウトリーチといいますか、先方に出かけていただくとか、そういった内容も含めてお仕事していただくようにということでお願いしているところでございます。

ですので、まず現有の戦力でできるだけ振り絞ってやれるような形をつくっていききたいというふうなところを、今進めているところでございます。

以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） 子ども家庭総合支援拠点につきましては、1つは、令和4年度中に設置するように努力ということでされております。その前に、子育て世代包括支援センターにつきましても、令和2年度中にということで、3月末ぎりぎりぐらいで何とか、建物、センターの中の改装等も含めてありましたので、かなりぎりぎりになってしまった感がありますので、1つは、拠点のまずは立ち上げということを一応、現行の人員の中ではありますが、現にもう同じようなといいますか、この拠点に近いような仕事は現在もやってはおります。きちんと形にするというか、看板を上げるというか、そういう形にするのが令和4年度中にというこ

とになっていますので、まずは立ち上げということで、今回令和4年4月からということにさせていただきます。

現在、家庭児童相談室のほうには、他市でそういう経験をしていただいた方に今来ていただいておりますので、そのあたりも業務の中身を職員と一緒に考えていながらやっていただけるように、中で連携していきたいと思っております。

今後につきましては、確かに件数が増えてくれば、当然現有勢力では足りなくなると思いますが、専門職、いわゆる子ども家庭支援員さんには資格要件がありますので、そういう資格を持っていらっしゃる方の配置というのを、来年度に向けてちょっと検討しておりますので、そのあたりも次年度に向けて体制が取れるようにしていきたいというふうに思っています。

○委員長（小島真由美委員） 私のほうから、すみません。今のコロナ禍の中で、DVだとか虐待だとか、それから今問題になっているヤングケアラーの問題、この拠点にした途端に、やはり相談内容も多岐に広がってくるし、逆に相談に来てもらわないといけないところもあったりして、でも場所的にはちょっと奥まっているし、子どもからのヤングケアラーであるとか発信もここでキャッチしないといけないというようなことで、業務内容も若干変わってくると思うんですが、今の現状として、虐待のご相談とかどのくらいの人数で、ちょっと今増えているのか、そういう状況を教えてください。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 昨年に比べまして何件というようなことは、まだ分析は整っておりませんが、相当程度の人数は増えております。要対協の登録者数だけでも、今の案件としてもたしか50名程度は、50名じゃないですね、もっと登録があります。ですので、その分について今、そろそろ終結してよろしいのかとかという整理を今しておるところなんで、何件とは申せませんが、委員長がおっしゃるようなヤングケアラーとか虐待、DVの関係のところも、かなりご相談等は来ております。

すみません、詳細説明できず申し訳ありませんけれども、以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そうしますと、妊婦さんも含めてかなりの仕事がこれから入ってきますよね。妊婦さんの1年目の方のケアについても、既に一応政府のほうではもうそういうことを努力義務として、各市町村のところで設けるようにというふうなことも来ておりますから、かなりいろいろな形でのケアがこれから要請されてくると思います。かなり機構的にも予算的にも考えていかなきゃいけないところにあるのではないかと考えております。

その都度その都度、担当課のほうからご要請が議会のほうに上がってくるとは思いますけれども、そのあたりは太宰府市自身の子どもの養育、そういう助成型の保護ということを通じて、太宰府自体が非常に快適な町であるということの一つの証左になりますので、ぜひとも頑張っていたきたいとは思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今回の虐待係とか、3名やったですかね、今回、係の方が3名ぐらい配置するということですが、この虐待に関して、担当される方のレベル的なものですね。要するに県の児童相談所におられるぐらいのレベルの方が、この虐待に関して実際対応されるのかどうか。そのぐらいのレベルがないと、虐待というのは結構難しい問題で、安易に受け答えもできないし、それだけのスキルがないと厳しい問題じゃないかと思います。

それと、案件、件数とか、去年、前年何件あったかで大体の想像がつくと思うんですね。そここのところの把握はされてなかったんですかね。

○委員長（小畠真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） まず、職員の資質の問題でございますけれども、今回、子ども家庭支援員、虐待対応専門員ということで配置が必要というふうになっておりまして、その配置をする上で、県のほうが今任用前研修ということで、期間にしまして約半年で、何回かに分けまして、今Zoomの研修等で受けさせておりますので、そのレベルアップは今年度実施しております。

それと、家庭児童相談室のほうでは、実際に他市で経験ある方に来ていただいておりますので、それぞれの資格要件を持ってある方に加え、経験値を見て採用しておりますので、十分ではないかもしれませんが、そここのところにつきましては気をつけて、研修等研さんを積んでいただいて業務に当たっていただきたいというふうに思っております。

そうしまして、あと件数の問題なんですけれども、昨年度に比べまして今年度は相当程度増えておりますけれども、昨年度の報告の件数にしまして、捉え方にもよるとは思うんですけれども、私たちが対応をしなければならないというような虐待の相談、DVの相談等を踏まえると、数字的にはかなり多くなっております。ですので、ただただちょっと驚いているところですので、その分についてまだ十分整理ができてないという状況にはなっているところでございます。

説明は以上になります。

○委員長（小畠真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 数字の虐待の件数とかは、毎年毎年これ把握してないと、相当数増えていきますと言われたって、じゃあ何人増えているのかとなるわけですよ、私たちは。なら、いや、今回は、今年度はこれで、今の現在でこれだけ増えていますよと、前年度はこれだけでしたよという数字を出してもらわないと、ただ相当数去年より増えていますと言われても、この場では困るんですね。だから、そここのところは今後やっぱり把握してもらっておきたいということがあります。

それから、さっき虐待の係の方が研修を受けていますと言うけれども、ある程度の経験値がないと、これはいろいろな人と虐待の在り方も違うから、そういう経験がある方も中に入れてないと、なかなか対応というのは難しいんじゃないかと、私はそう思います。だから、今後はそういう形で、そういう方向性で頑張ってください。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） ありがとうございます。虐待の今私どもで把握している件数につきましては、2月末現在の部分を報告したいと思います。今報告できず、申し訳ありません。

○委員長（小島真由美委員） では、後でお願いします。

それでは、進めます。

今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 他市の協力者の方が来られているというところですけども、その他市がどこなのかというのと、先ほどの研修を受けて資格を取られたりというので、例えば職員さんの方が年度で切り替わってしまったりすると、そこまでなれる時間がまた必要になると思うんですね。なので、組織の中で、例えばかぶりながら配置転換とか、何かそういうのは考えられていらっしゃるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田勝実） 他市の方が今来られている方は、大野城市で家庭児童相談室といえますか、大野城市はもう拠点ができておりますので、その拠点の中で業務をしていただいた方に来ていただいております。そちらのほうでおよそ100件程度案件を抱えていらっしゃるって、その対応に当たっていただいていた方が今来ていただいて、活躍していただいております。

業務にも引継ぎ等がございますので、そこは十分考えながら職員の配置には当たっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第11号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2から日程第4まで一括上程

○委員長（小島真由美委員） お諮りします。

日程第2、議案第12号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第14号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までは、関連がありますので一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたように一括議題とし、執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第12号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第14号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書は25ページから30ページ、新旧対照表は9ページから11ページになります。

内容は、それぞれの医療費の第三者行為損害賠償求償事務について、医療保険が国民健康保険、後期高齢者医療保険、被用者保険の全てについて、福岡県国民健康保険団体連合会にお願いし求償事務を実施していたところ、被用者保険については市が実施する必要が生じたので、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、被用者保険加入者の第三者行為損害賠償求償事務を行うため、各条例の第10条を改正し、損害賠償請求権の代位取得の条文に変えるものでございます。

第2項は、加入者が既に第三者から損害賠償を受けた場合の医療費支給の制限に関するものでございます。

また、太宰府市子ども医療費の支給に関する条例においては、同条例第2条は第1項のみのため、文言の整理を行うものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） これから質疑を行います。この3つの議案、どの議案でも構いません、質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） それぞれ第1項の問題についてお尋ねをいたします。

医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたと言われたケースですけれども、概括的にはよく分かるんですけれども、例えば受傷者、被害を受けた方が自分が受けた医療費関係で、

それで給付事由をお書きになって申し立てられて、それを認めるという形で支給がなされると。

問題は、被害者が被った損害が、それが第三者不法行為によって生じたといった場合、建前から申し上げますと、全てが第三者が負担しなければいけない債務のはずですよね。もともと、したがって保険法のといいますか、こちらの規定ぶりでは請求することができるという規定になっていて、それを委託事務として連合会のほうで調整をなさって、それを補填するという形になっていますけれども、一般的には、つまりどういうふうな損害額として把握すればいいのかがよく分からないんですよ。

つまり、給付請求は出したときに、上限額があって、ご本人の負担割合と、それから残りを給付していかれるということだろうと思うんですけども、その全体損害に対して被害者側が持っている請求権というのものを肩代わりして、つまり代位請求する形で加害者側にかかっていくというふうに理解してよろしいのかどうなのか。つまり、保険請求として出されている金額の範囲内での問題なのか、全体の損害の範囲なのかがよく分からないんですよ。つまり、被害者ご本人が負担しなければいけない損害額というのは、この場合何なのかというのが、受傷全てのものなのか、それとも医療費として支給された金額が足りないと、したがってその差額が損害として考えていかれているのか、ちょっとそのあたりだけ説明をさせていただきませんか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 第三者損害請求なんですけれども、こちらのほうは基本的に、例を申し上げますと、交通事故等で過失割合が決まります。交通事故を受傷して医療費がかかるわけなんですけれども、基本的に保険対象の範囲内においてというのがまずかかります。1つ目の判断になります。ですから、保険診療外の部分は除外されます。

その保険診療内において、自己負担が例えば医療保険においては3割ということがありますけれども、これに公費、ひとり親であったり、子ども医療であったり、そういったものがついている場合は、基本的にその医療費部分だけの支払いで済むような形になっておりますが、この部分の上限、保険診療範囲内において、過失割合に応じまして、例えば過失割合が7対3となった場合においては、被害者がその3割を一旦負担しますけれども、その部分についてさらに求償、保険診療の負担割合掛ける過失の割合が幾らになるかと。その中から、既に加害者から損害賠償請求金としていただかれたと、一旦本人さんが負担されて、第三者から、加害者からいただかれた場合は、その費用については給付の制限をしますと。いただかれてなければ、例えば交通事故であれば損害保険会社が間に入られますので、損害保険会社に対しての、本来なら被害者がもらうべきところを、損害保険会社を通してうちがいただいて医療費に充当するという流れになります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません、ちょっと私はよく分からないんですが、つまり医療給付を

なされた、市のほうから出された金額があって、それをベースにして、それを過失割合で考えていって、そしてそれで求償するというふうなことでよろしいんですか、考え方としては。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 基本的な考え方はそのとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 太宰府市の重度障がい者医療費の支給に関する条例のほうなんですけれども、この受給資格者、第三者に対して質問させていただきますけれども、生まれつきの障がいがあったときは、その場で請求をするのか。そしてまた、例えば口唇口蓋裂もここ入っていますかね。申請できるようになっているということではちょっと聞いたんですけれども、そういうふう生まれつきそういうような口蓋で、手術があるわけですよ。その手術がまた3年後にあったり、また口腔もあるから、どういうふうな手術になるか分からないんですけれども、そうした場合は、その病院にかかって手術をした後でも請求はできるんですか。生まれつきの場合は、もうその場でしなきゃいけなかったのか。重度障がいの、分かります。分かりますかね。

今、交通事故と言われたじゃないですか。交通事故は悪いんですけれども、生まれつきの障がい、口唇口蓋裂とあって、そのときに手術があるんですよ。それで、それからまた3年後にまた手術があったり、6年後に手術があったりするんで、その都度、請求書は先に出しとっていいんですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 今委員ご質問の内容なんですけれども、今回の条例の改正につきましては、既に重度障がい者医療証を交付をしている方がけがをした場合とか、そういったときの求償事務の部分になりまして、多分ご質問の部分は、いわゆる障害者手帳とか障がいの認定を受けられるときの部分になるかと思しますので、あくまでも今回の条例改正は、既に医療証をお持ちの方が、こういった第三者によって被害を受けた場合の第三者求償権の取得という部分になっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（原田久美子委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありますか。

今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 第三者の請求、求償するじゃないですか。それは例えば市の職員の方が第三者に対して求償していくのか、それとも弁護士を立てて何かしていくのとか、そういう最終的にうちに戻ってくるのの流れはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） まず基本的に、医療は当然受けていただく形になりまして、第三者

行為による治療ですという形でまず届出をしていただきます。それによって、通常、国民健康保険と後期高齢者医療は国保連合会のほうにその事務を委託するわけですが、社会保険の場合で、これ間に損害保険会社さんが入ってあれば、損害保険会社さんと市の担当でやり取りをして、例えば相手方にも損害保険会社が入ってあれば、その中の過失割合に応じて求償額の金額が決定しますので、それをこちらから請求させていただいて、納めていただくという流れになっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 職員の方が担当されるということでしょうか。

○国保年金課長（山口辰男） そうでございます。

○委員（今泉義文委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第12号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第12号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時43分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第13号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第13号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正

する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時44分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第14号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第15号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第5、議案第15号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第15号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は31ページから34ページ、新旧対照表は12ページから25ページになります。

内容は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものがあります。

本市におきまして、コロナ禍における子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和3年度から国に先行して既に実施している未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の5割軽減措置で、令和4年度から国の制度として導入されるものでございます。

今回の改正は、地方税法第703条の5の条に、第2項として未就学児の被保険者均等割額の減額に係る項が追加されたことによる条例第21条の項の追加と、これに伴う規定の整理、地方税法の規定の明確化等の整備に伴う所要の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 地方税法の第703条の5という授權法といいますか、根拠規定がございまして、そこから今回の条例改正をご提案していただいたんだろうというふうに思っております。

それで、実はぱっと条例案を拝見いたしまして、この金額の基準がどういうところから出てきたのかなというのがちょっと一瞬考えたんですね。ただ、地方税法の第703条の5によりまして、低所得者世帯の負担能力を考慮して、政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従いと、当該市町村の条例で定めるところによるとありますので、政令で基準が定められているということだと思って、ちょっと政令を調べてみたんですが、私そこまでいきませんで、そういう理解でよろしいのでしょうか。まずは、この金額の算定基礎といいますか、そういうところがございます。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 地方税法第703条の5におきまして、施行令第56条の89というのがございまして、こちらで定めてあります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

私のほうから、すみません。

市が先行してこれやっていたんですが、市の負担分というのは結局幾らぐらいになったのか、金額をちょっと教えてください。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 令和3年度、令和3年2月末現在におきまして、対象世帯数が335世帯で、人数にして470名、軽減額にしまして403万7,300円となっております。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかに。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 非常に長い、非常に内容がたくさん書いてございますので、一見するとよく分からないということで、ちょっとご説明をお願いしたいのですが、といいますのが、恐らくこういう理解でよろしいのでしょうかということです。

この減額につきましては、類型が3つほど書いてありまして、いわゆる給与所得者、それ以外の所得者、そして最終的にはもう一つの類型は、その中で特定同一世帯という方が含まれていないという類型を基に、それぞれ減額の金額が書いてありまして、なおかつ第2項におきまして、未就学児に対して、それぞれの類型の方々に金額を減額する場合に、例えば前項第1号アについては3,975円、それから前項第2号アについては6,625円、そして第3号アについては1万600円とだんだん類型ごとに控除金額が上がっていくと。控除金額が上がっていくんです

ね。そうですね。そういうふうな形としてつくられていると、こういうふうな理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 委員ご指摘のとおりでございます。今おっしゃってありました段階的に軽減額が上がっていているという部分の区分につきましては、一番上の3,975円が全体の7割軽減がかかっている世帯に対しての軽減額、その次の6,625円が5割軽減がかかっている世帯に対する減額の額、それから1万600円が2割軽減がかかっている世帯に対する減額の額、最後の1万3,250円は軽減等がかかっていない世帯に対する1人当たり減額の額となっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第6、議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の当委員会所管分を議題とします。

50分になりましたが、このまま続けてもいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において、関連として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については、併せて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は14ページ、15ページ、2款4項1目戸籍住民基本台帳費について執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（野寄正博） 「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」ご説明いたします。

補正予算書は14ページから15ページをご覧ください。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費、細目003住民基本台帳事務費、12節委託料458万7,000円の増額補正についてご説明いたします。

社会保障・税番号制度システム委託料、こちらは住基システムの改修に係る経費でございます。

具体的には、令和3年5月のデジタル社会形成整備法の施行に伴い、住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード保有者がオンラインで転出届及び転入予約を行えるようにすることで、手続時間の短縮やワンストップ化を図るという転入転出手続ワンストップ化事業のための住民記録システムの改修でございます。

こちらの財源につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

歳入15款2項1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として458万7,000円を計上し、10分の10の交付を受けるものです。

こちらは関連がありますので、4ページ、第2表繰越明許費についてご説明申し上げます。

先ほど説明をいたしました転入転出手続ワンストップ化事業につきましては、国の補正予算を活用した事業であり、年度内に完了が見込めないため、繰越明許として計上いたしております。

続きまして、14ページから15ページにお戻りください。

18節負担金補助及び交付金、社会保障・税番号関連事業費負担金823万9,000円の増額補正についてご説明いたします。

これは、個人番号カード、マイナンバーカード関連事務の委任に係る交付金で、市から地方公共団体情報システム機構——以下、J-LISと申し上げます——に支払う負担金でございます。当初、歳出予算に1,780万円を組んでおりましたが、J-LISから令和3年度の交付金請求概算見込額の通知があり、総額2,603万9,000円の提示がありました。よって、差額の823万9,000円の歳出補正をするものです。

財源につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

歳入15款2項1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳補助金、社会保障・税番号関連事業費補助金でございますが、この事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしましたJ-LISに支払う負担金に充当され、全額10分の10国庫補助となります。したがって、歳出と同

額の823万9,000円を歳入として計上しております。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。じゃあ、私のほうから。

これはワントップ事業ということなんですが、転入、転出の際に、ほかの国保であるとかほかにひもつけになっているようなところというのはワンストップになるんですか。

市民課長。

○市民課長（野寄正博） こちらは市民課の届出に関するものを、マイナンバーカード所有者がマイナポータルによって、今まで市民課に届出を2回、転入、転出としなければいけなくなっていたのが、1度の訪問、窓口に来ていただくだけで済むというふうな事業でございます。マイナンバーカードの保有が必要になります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） これから全部が終わればいいなと思いますけれども。分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めますね。

次に、補正予算書16ページ、17ページをお開きください。

3款1項4目障がい者自立支援費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） それでは、3款1項4目障がい者自立支援費についてご説明申し上げます。

補正予算書の16ページ、17ページにございます。

障がい者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付に要する費用となります。昨年11月定例議会におきまして、一般会計補正第7号で、この障がい者自立支援給付事業費について補正をしたところではありますが、介護・訓練等給付に係るサービスの利用件数が昨年度と比較しまして増加していることに伴いまして、19節扶助費につきまして2,800万円の補正をするものでございます。主な要因としましては、サービス利用者の人数の増加に加えまして、行動援護及び就労継続支援関係のサービスの利用が増えていくことでございます。

これに係る歳入につきましては、8ページ、9ページをお開きください。

国庫負担2分の1としまして、15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、障がい者自立支援給付費負担金1,400万円。次に、10ページ、11ページをお開きください。県費負担分の4分の1としまして、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい

者自立支援給付費負担金700万円をそれぞれ計上しております。

再び補正予算書の16ページ、17ページにお戻りください。

同日、細目004障がい児通所支援給付費の補正についてご説明申し上げます。

障がい児通所支援給付費につきましては、児童福祉法に基づく障がい児の方々に対する福祉サービスでございます。介護・訓練等給付費と同様に、昨年11月定例議会におきまして、一般会計補正第7号で補正をお願いしたところではございますが、障がい児通所支援事業所の利用者数や利用者1人当たりの利用回数の見込みが昨年以上増加しておりまして、現予算では不足が生じることが見込まれるため、19節扶助費につきまして1,800万円を補正するものでございます。

これに係る歳入につきましては、再度、8ページ、9ページをお開きください。

国庫負担2分の1としまして、15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費900万円。次に、10ページ、11ページでございます。県費負担分4分の1としまして、16款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、障がい児通所支援給付費450万円をそれぞれ計上しております。

説明は以上となります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） すみません、お尋ねします。

再補正ということ承りました。通所にしても、外出の行動支援あるいは就労支援ということですが、これは対象者の方が増えた、あるいは逆に言いますと、対象者の数は増えないけれども、特に介護・訓練等の給付費については、需要がとといいますか、あれもしたい、これもしたいという形で増えてきたのか、ちょっとそのあたりを教えていただけませんか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） この増加の傾向でございますが、対象者の方が増えているというところがございます。それから、サービス利用の件数も、それに合わせて増えているというところがございます。特に顕著な例を申し上げますと、障がい児の場合でございますが、放課後等デイサービス、事業所数も増えているというのが大きい要因、それから利用者数の増というところがございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

関連して、他自治体では、この放課後等デイの開所の制限をかけているという市も今出てきているんですけれども、これはどの市でも要するに選んで行けるし、太宰府市民が太宰府市に行かないといけないということじゃないわけですから、ということなんです、本市の動きと

しては、そういうことは今のところないんでしょうかね。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） この施設の開設に当たりましては、県の許認可ということになります。市のほうに意見書を求められることがございまして、県のほうから、開設に当たってよいかというところがございます。その意見書の中に、自治体によっては、もう目標値に達しているから、これ以上はということを書かれている自治体があるかというふう聞いておりますが、本市のほうにつきましても、一応障がい者プランに基づきますその目標値までは行っているところではありますので、ある程度、記載をどこまでするかというのちょっと検討したところではありますが、ただニーズがある以上、利用者の方が増えているところで、ある程度の制限をかけるといかなものかというのも内部で論議しているところではあります。

ただ、事業所にあつては、ちょっとメディアでも出ているところでありますが、虐待の案件であったり、性的な虐待があったりとか、そういうこともございますので、できる限り正しい経営をされることをというところで、県に意見を出しているところではあります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 質の問題も、本当に多くなれば多くなるほど、市としてもそれはしっかり見ていかないといけないということでしょうし、もう一つは、当初予算もかなりの大きな金額で入ってきて、補正予算でもかなり、やっぱりまだ足りない、まだ足りないということで、これはある程度の目標を持ってやらないと、財源自体が、市の財源もかなりこれは右肩上がりに増えてきているわけなので、その辺の考え方はどんななんでしょう。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 確かに委員長のおっしゃるとおり、かなり予算が増加傾向でございまして、前年比で見ますと、障がい児の場合であれば25%ぐらい増えているというところはございます。こちらも財政部局とも話をしているところでありますが、ある程度絞り込みをと。

来年度の話で恐縮ではございますが、来年度はそういったものの審査のシステムのほうを福祉課のほうに入れるようにしてございまして、重度の、重度というのは過大な請求がないように、事業所のほうから出てくる請求についてもちょっと精査をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 放課後デイサービスの市内、現在の開所数、分かる範囲でいいので教えていただきたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） これは令和3年12月1日現在でございまして、18か所でございます。なお、令和3年度に限って、今年度に限って追加されたのは5か所ございまして、昨年度比ですね。

1年度で5か所増えているというような状況でございます。

○副委員長（長谷川公成委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） それでは、進めます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に進めます。

同款2項3目教育・保育施設費及び4目学童保育所費について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 保育士等処遇改善事業に係る増額補正についてご説明いたします。

昨年11月19日に政府において閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症への対応など、最前線で働く保育士等の処遇改善のため、収入を3%程度引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施することとされましたことを踏まえ、本市におきましても、保育現場に勤務する職員の方々の収入を引き上げるための必要な補助を実施するものでございます。

対象となるのは、市内の私立認可保育所、小規模保育事業所、学童保育所に勤務する職員で、事業費は2月、3月の2か月分として787万8,000円を見込んでおります。

関連する経費につきましては、補正予算書16、17ページの3款2項3目教育・保育施設費、細目002市立保育所管理運営費、12節南保育所の保育業務委託料に処遇改善分として43万1,000円、次に、細目003教育・保育施設費、18節負担金補助及び交付金に私立認可保育園及び小規模保育園の処遇改善分として628万1,000円、次に、3款2項4目学童保育所費、細目001学童保育所管理運営費、18節負担金補助及び交付金に学童保育所支援員分として116万6,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、全額国庫補助金を財源としております。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金に10分の10の787万8,000円を計上しております。

続きまして、保育所等整備交付金の減額補正についてご説明いたします。

補正予算書は16、17ページにお戻りください。

3款2項3目、細目003教育・保育施設費、18節負担金補助及び交付金、保育所等整備交付金につきましては、当初予算におきまして、本市の待機児童解消に向けた取組として、令和3年度、令和4年度の2か年で定員120名の新設保育園を整備することとして、令和3年度分の整備交付金7,555万5,000円を計上しておりましたが、建設地の地盤調査を行いましたところ、一部液状化が判明し、設計の見直しと建築確認等の手続に時間を要しましたことから、着工時期を遅らせ、令和4年度の単年度事業で実施することとしたことに伴い、不要となった令和3年度分の整備交付金を減額補正させていただくものでございます。これに伴いまして、財源とし

ておりました国庫補助金も減額補正を計上しております。

補正予算書 8、9 ページをお開きください。

15款 2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金として、財源予定をしておりました保育所整備交付金6,716万円を減額とさせていただくことになります。

なお、建物の構造を鉄骨造から木造に変更することで工期を短縮することが可能なため、令和 5 年 4 月の開園スケジュールに支障はございません。

最後に、学童保育所指定管理料の増額補正についてご説明いたします。

補正予算書の16、17ページをご覧ください。

3 款 2 項 4 目、細目001学童保育所管理運営費、11節委託料、学童保育所指定管理料42万7,000円の増額補正につきましては、昨年 8 月に発出された緊急事態宣言を受け、小学校内における感染拡大防止を図るため、8 月26日から10月 4 日までの間、市内の小学校において下校時間を早める措置が取られましたことに伴い、学童保育所の開所時間の前倒しにかかった経費を指定管理者に支払うものでございます。

関連します歳入予算は、補正予算書の 8、9 ページをご覧ください。

15款 2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金に歳出増額の 3 分の 1 に当たる14万2,000円、同じく補正予算書の10、11ページ、16款 2 項 2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費補助金に14万2,000円をそれぞれ計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 質問いたします。

地盤が液状化現象だったということで、次の年度で事業を終えられるというお話ですけれども、この令和 3 年度で補正で減額をなさって、いずれにしても令和 4 年度あるいは令和 5 年度で事業をやるということになると、その分の予算の手当ては後からお考えになって出されるというお話で理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 令和 4 年度の単年度事業に行いますので、令和 4 年度の当初予算のほうで計上しております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

今泉委員。

○委員（今泉義文委員） 先ほど建物を鉄骨か鉄筋コンクリートから木造に変えたということで、入所のタイミングは大丈夫ですということなんですけれども、もう議論された話なのかもしれないですけれども、耐用年数とか使える期間とかというのは変わってくると思うんですけれども、そのあたりは話はされたんですか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 耐用年数のところまでの協議は、申し訳ありません、しておりませんが、いずれにしても、保育をお子さんを受け入れていただくということには変わりないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳出と併せて説明を受けていない歳入について審査に入ります。

8ページ、9ページをお開きください。

1款7項1目歴史と文化の環境税について執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） 1款7項1目歴史と文化の環境税、1節現年課税分の増額補正500万円についてご説明申し上げます。

歴史と文化の環境税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度税収額の約55%に当たる4,400万円を当初予算で計上しておりましたが、税収額が予算額よりも500万円ほど上回ることから、増額補正するものでございます。

なお、当委員会の所管外になりますが、補正予算書の14、15ページ、歳出の2款2項1目24節積立金に、歳入と同額の500万円を増額補正していますことを参考までに申し添えます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） この補正額は、多少観光客が戻ってきて、その税収の見込みがあったということで理解してよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

それでは次に、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正のうち、所管分であります4款1項地球温暖化対策実行計画策定事業について執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（高野浩二） 繰越明許費、4款1項地球温暖化対策実行計画策定事業666万6,000円に

ついてご説明いたします。

地球温暖化対策実行計画策定事業につきましては、昨年9月の定例議会におきまして補正予算716万1,000円を計上させていただき、ご承認いただいたもので、2050年の脱炭素社会の構築を見据えた、本市の具体的な地域再エネ導入目標を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定するものです。なお、計画は令和4年度中の完成を予定しております。

令和3年度は、地域再エネ導入目標設定作業の一部が完了しまして、49万5,000円の支払いを行いましたので、残予算全額でございます666万6,000円の繰越明許をお願いさせていただくものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） すみません、私から。

以前聞き漏らしたかも分からないんですけども、この計画の事業の主体というか、どういう組織で計画策定とかというのは行われるんですかね。

環境課長。

○環境課長（高野浩二） 計画の策定につきましては、環境審議会のほうに諮りながら策定するようしております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

次に、補正予算書5ページ、第3表債務負担行為補正について執行部の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 縁） すみません、元気づくり課長がちょっと体調不良で退席しましたので、代わりに説明させていただきます。

補正予算書第5ページの第3表債務負担行為補正でございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、3回目の接種について、2回目接種終了後から6か月の経過という間隔で現在接種が実施されているところでございます。本市につきましても、令和3年12月から3回目の接種を実施しておりまして、2月1日からは市内2か所の公共施設において集団接種会場を拡大して、速やかな接種に努めているところでございます。

3回目接種の開始及び12歳以上、さらに5歳から11歳への接種対象年齢の拡大が3月から開始の予定でございますが、これによりまして令和4年9月30日まで接種期間が延長したことに伴いまして、令和4年度につきましても接種に関わる事業を延長するために、継続して契約の必要が生じたので、4月から9月までの6か月間の費用としまして、第3表の上から順に、コールセンター業務委託料、会場運営委託料、予防接種券印刷料、それぞれ4,534万



5,000円、1億9,683万円、450万円の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、議案第17号の当委員会所管分の今までの補正全般について質疑漏れがあればどうぞ。

よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 意見書第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、意見書第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を議題とします。

それでは、意見書第1号について協議を行います。ご意見はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時20分〉

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年5月16日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美